

小樽市雪対策基本計画（素案）に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1. 意見等の提出者数	2 人
2. 意見等の件数	35 件
3. 上記2のうち計画等の案を修正した件数	8 件
4. 意見等の概要及び市の考え方	

No.	ページ等	意見の概要	市の考え方等
1	共通	全体的に従来から小樽市が行ってきた一部の「除排雪」についてしか触れていない。つまりその大半が市民によって行われている生活道路の除排雪が、今後予想される社会環境の変化に対応して将来どうなっていくのか、さらにその対策についてほとんどは触れられていない。	生活道路の除排雪については、今後予想される社会環境の変化（人口減少、厳しい財政状況等）に応じて、柔軟に対応するため、「地域で支え合う雪対策の推進」と「地域の実状に応じた雪対策の推進」の方向性のもと、位置付けた取組を進めてまいりたいと考えております。
2	1	計画策定の趣旨において「将来的に除雪体制の維持が困難となる可能性がある」とある。まず除雪は除排雪と変更した方が良い。次に可能性があるのではなく、実質その可能性が非常に高いと受け止められる表現にすべき。そのためには人口減少、高齢化の進行に伴い市民の除排雪体制の確保が困難であることを明記し、さらに除排雪の対象となる道路の総延長が変わらなければ一人当たりの除排雪に要する経費・時間が増えることを示すべき。	「除雪体制」は、除雪作業と排雪作業の両方を行う組織体制の意味合いで広義にとらえております。 次に、除雪体制の確保が困難になることや一人当たりの除雪に要する経費が増えることについては、P7「④除雪費」に、「平成30年度の人口1人当たりの除雪費は12,700円程度であり、今後、人口減少に伴い、増えることが想定されます」と記載しております。
3	2 31	第7次小樽市総合計画で掲げた目標「冬期間であっても外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指す」に直接対応した本雪対策基本計画の定量的な目標値(指標)を定めるべきである。表6-1に示される指標では少し不十分である。この指標を目標とする指標とするならば、目標値は基準値より増ではなく50%等と設定すべき。	目標値(R10)につきましては、上位計画と整合を図ったものでありますが、今後の進捗状況等により、令和5年度の間見直しの時に再評価を行いたいと考えております。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
4	4 ~ 11	現状と課題について「市民」担当分を掲載すべきである。①に対応して生活道路の除雪作業は市民が行っており、積雪量と総延長等からどの程度の時間を割いているかなどを示すべきである。さらに市民が行っている排雪量と経費を示すべきである。④においては市民が担当した除排雪に要する経費相当を示すべきである。⑤においては市民が有する小型除雪機台数などを示すべきである。⑥においてはマンションなど民間設備が有するロードヒーティング設備数などを示すべきである。	市民の皆さまが行っている除排雪作業は、様々な形態があり、気象条件等で変化することも想定されるため、現時点で、それらの状況、経費等を示すことが困難であるものと認識しております。
5	4	①市の除雪体制について (1) 除雪体制ではなく除排雪体制ではないのか。 (2) 生活道路の除雪の大半を市民に分担させることを継続しようとしていること事態が課題である。人口減少と高齢化により市民による除雪体制の維持は困難である。若年層(~65歳)や近隣者の負荷が増えることは必至である。 (3) 表3-1の数値は右詰めすべき。	①市の除雪体制について (1)「除雪体制」は、除雪作業と排雪作業の両方を行う組織体制の意味合いで広義にとらえております。 (2)人口減少や財政状況を踏まえると、行政側だけの取組には限界がありますので、市民の皆さまとの協働の取組が必要であるものと考えております。 (3)御意見を踏まえ、表3-1は右詰めといたします。
6	5	②除雪ステーション (1) 課題2に示される担い手の確保に関する施策(取組)が示されていない。 (2) 除雪ステーションの業務のひとつに住民対応があるが、住民との連絡手段としてメールがまだに設置されていない。管理運営の効果だけでなく、課題3に示される市民の声の有効活用も目的として、早急にメールを開設すべきである。メール開設の要求は2年前から依頼している。	②除雪ステーション (1)取組③除雪ステーションにおける管理運営の効率化に位置付けている取組を通じて、担い手を確保することを考えております。 (2)除雪ステーションにおけるメールの開設につきましては、新たな人員確保が困難であるため、人員配置等の実態からは、電話、FAXでの対応が限界であるものと考えております。現状では、従来とおり、メールは、市役所への送信をお願いしたいと考えております。 P12「取組②(V)市民の皆さんとの情報共有」において、市民の皆さんから寄せられる道路情報を効率的に収集する仕組みや連絡手段を検討いたします。
7	6	③市民の声 (1) 計画策定の趣旨に示される、社会環境の変化が導く課題について4頁~11頁においては触れていない。よって③市民の声と合わせて想定される社会環境変化が導く課題も明記し、市民の声と合わせて取組などを定めるべきである。 (2) 取組②、③は課題1、2からすでに導かれているので、市民の声を直接反映した別の取組を計上すべきである。資料には記載されていないが、生活道路に隣接する除雪を行わない世帯があり、小樽市などから改善指示を行って欲しいという意見は潜在的には多いはず。	③市民の声 (1)本計画は社会環境の変化（人口減少、厳しい財政状況）を踏まえて、課題と方向性を整理しております。 「市民の声」についても、冬期間の様々な状況下での要望、苦情等を取りまとめたものであり、その時々々の傾向をとらえております。 (2)「市民の声」は、取組②、③へつなげる項目と認識しております。生活道路の除雪については、協働の取組として、「地域で支え合う雪対策の推進」の取組を進める中で検討してまいりたいと考えております。

No.	ページ等	意見の概要	市の考え方等
8	7	<p>④ 除雪費</p> <p>(1) 令和10年度までの計画なのだから、令和10年度までの従来ベースでの除雪費、一般会計での占める率などを示し、財政的に相当厳しいことを数値で示すべきである。</p> <p>(2) 除排雪の対象道路の総延長が現状ベースであれば、発生経費(原価)を大幅に削減することは困難と推察され、人口1人当たりの除雪費も人口減に対応して急増していく。この事から除雪費の有料化(税あるいは料金として徴収等)、さらに生活道路の市による除排雪業務の拡大による市民負担の削減、この事による担い手の確保等が今後の検討課題であるとする。本計画でも示すべきではないのか。</p>	<p>④除雪費</p> <p>(1)除雪費が一般会計に占める率は、資料編P1「図1-2 除雪費の推移」に示しております。「図1-3 経常収支比率の推移」からも財政的に厳しいことが認識できるものと考えております。</p> <p>(2)生活道路の除排雪については、「重点施策II 市民との協働による雪対策」において、今後、市民の皆さんと連携と協力を図り、具体的取組を進める中で、いただいた御意見も、参考とさせていただきます。</p>
9	12	<p>取組1、2に関連して：冬期間は除排雪を行う各種車両が国道などの幹線を走行し、特に左側の車線が傷みます。春に道路にできた穴を埋めるべく補修していますが、タイムリーでなかったり、補修技術が低いことから補修後もガタガタとなっていることが多い(国道5号線、新平磯トンネル内など)。そのため路線バスが右車線を走行することもあります。このようなことは関係者間で迅速に情報共有され、対処されているのでしょうか？前述の事例は現時点でも発生しており、左車線をバス走行時は安全性のみならず、快適性も確保されていません。(尚、10月13日時点にて新平磯トンネル左車線は全面補修されていることを確認しました。不良状態は約半年継続していたこととなります。本件、北海道には半年前に通知済み)</p>	<p>国道、道道は、市内の幹線道路としての役割を担っておりますので、各道路管理者(国、北海道)とも道路状況等の情報を共有し補修等を行っておりますが、今後も連携と協力を図ってまいります。</p>
10	12	<p>取組2(V)市民の皆さんとの情報共有に関連して：令和3年度を目途に検討するところだが、前倒し実施をお願いしたい。除排雪の作業状況等の情報発信は、ホームページ及び災害情報を登録をした市民にメール送信する仕掛けを活用すれば良い。道路情報を効率的に収集する仕組みは令和2年度に実施されるホームページのリニューアル時にリリースされるアンケートシステム(広報広聴課担当)を活用すれば良い。</p>	<p>市民の皆さんとの情報共有については、可能なものから実施してまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	13	<p>方向性2 持続可能な雪対策の推進について：令和10年度までの社会環境の変化を踏まえた議論になっていない。担い手の確保手段として、生活道路の市による除排雪業務を拡大し、さらに除排雪費用を市民に負担させるなどの検討を速やかに着手すべきである。あるいはこのような視点での説明のない計画においては持続可能という用語を使って欲しくない。</p>	<p>市の予算にも限りがあるので、生活道路の市による除排雪業務の拡大を中心に議論することは難しいものと考えております。また、除排雪費用の市民負担につきましては、貸出ダンプ制度の見直しを含め、「地域で支え合う雪対策の推進」の中で検討することとしております。</p>
12	14	<p>取組⑤(II)ロードヒーティング経費の削減について：指標を経費とすべき。部分停止面積以外の要素(電気代の単価など)にて経費が変動することは自明であるので、部分停止面積以外の要素に対する施策の策定と実行が必要。</p>	<p>ロードヒーティングの経費は、気象状況や電気代の単価など外的要因で変動しますので、指標としてはロードヒーティングの部分停止面積としております。</p> <p>また、いただいた御意見も参考にロードヒーティングの効率的な運転方法について調査、研究を進めてまいります。</p>
13	14	<p>取組⑤(III)地域熱(下水熱等)の活用に関して：道路側溝にも地域熱による融雪を進める効果がある。しかしながら、市の除雪により側溝の上に雪が積まることがある。この行為は道路幅を狭くするだけでなく、融雪をも阻害している。この視点での除雪技術(あるいはマナー)の確認などが必要。</p>	<p>一般的な除雪作業では、除雪で寄せられた雪が道路端にある側溝の上に堆積されます。</p> <p>側溝は、冬期間、流水が凍結することもあり、融雪機能を期待することは、できないものと認識しております。</p>
14	15 ~ 22	<p>重点施策II 市民との協働による雪対策の推進について：生活道路の除排雪の大半は市民が行っている。この事に関する定量的な現状分析と課題の抽出が全くできていない。人口減少、高齢化による生活道路に対する市民除排雪体制の確保困難などは今後明確に発生する。この事をまず最初に触れるべき。</p>	<p>生活道路の除排雪は、地域によって様々な形態で行われているため、課題も多種多様であるものと認識しております。</p> <p>地域の実状に応じた雪対策の推進を図ってまいりますので、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
15	15 16	<p>貸出ダンプ制度の利用分析について：貸出ダンプ制度を利用して排雪作業を行っている生活道路の約4割が私道という説明があるが、図4-2から私道適用率は地域によってばらつきがある。なぜ特定の地域においては私道への貸出ダンプ制度適用が高いのか突っ込んだ分析とその説明が必要。</p>	<p>P15の本文に、「なお、私道路の利用に地域差があることは、地域によっては、私道路であっても多くの人々が利用している実態や、地域ごとに私道の延長に違いがあることが考えられます。」を追記いたします。</p>
16	17	<p>②生活道路等の除雪となっているが、記載内容は道内他都市の事例紹介であり、適切な項目名称にすべきである。(そもそも重点施策IIは市民との協働に関することなのだから、対象道路は生活道路)</p>	<p>「生活道路等の除雪」は、地域活動を支える協働の取組として、道内他都市の事例を紹介しています。対象は生活道路を中心に考えておりますが、生活道路以外の場所でも小型除雪機を活用できるものと認識しております。</p>
17	18	<p>④砂まきボランティア制度について：ボランティア登録していなくても、砂まきを実施している事例は多い。ボランティアの登録数ではなく、まかれた砂の量などで実態を示すべきではないのか。</p>	<p>砂まきボランティア登録が無い方も協力していただいていることは認識しておりますが、実態を把握できていないので、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ等	意見の概要	市の考え方等
18	19	福祉除雪について：依頼件数と対応実績を示すべきである。 番号が④となっているが⑤ではないか。同様に以下の番号の見直しが必要。	福祉除雪の「登録世帯数と実施世帯数の推移」を表4-3-2」 として、追記いたします。 御指摘のとおり、記載の誤りですので、番号④~の番号表示を 修正いたします。
19	20	⑤ 雪に親しむ冬のイベント、方向性4に示される取組の番号が⑪となっ ているが⑫の間違いである。	御指摘のとおり、記載の誤りですので、番号表示を修正いたし ます。
20	21 25	⑥ 冬のルール等について：図4-6に元年度の事例が記載されているが、以 下を追加して欲しい。 ・小樽市、除雪ステーションにタイムリーに情報発信すること ・生活道路等協同利用している道路の除雪に関すること (例：生活道路に隣接している世帯において除雪をしない世帯がある。このよ うなことがないようにするガイド相当を示すということ)	取組⑩「冬のルールとお願い」は主要な項目を記載しておりま す。 「地域の実状に応じた雪対策の推進」の中で、周知方法も含め て、いただいた御意見を参考とさせていただきます。
21	22	⑦ 協働には市民と町内会の連携・協力があるはず。これを図及び表4-7に 示すべきである。 雪対策基本計画策定分科会は連合町会等の委員と市職員から構成され、地域 住民の意見を反映するとあるが、少なくとも分科会出席の町会長から町会員 への意見ヒアリング、分科会の質疑報告などは実施されていない。このよ うなことを改善する施策を追記すべきである。	P22「表4-7」は、雪対策に関する協働の取組のイメージを 大枠（全体像）で捉えたものです。 地域の実状は様々であるものとの認識をしておりますので、地 域の実状に応じた雪対策を進めてまいりたいと考えております。
22	23	人口減少、高齢化などの社会環境の変化に対応して、貸出ダンプ制度の枠 に捕われず、除排雪全般に対して、パートナーシップ制度についての検討 を加速すべきである。この検討の進捗を見える化するためにも指標として設 定すべき。	いただいた御意見については、今後の「生活道路の除排雪支援」 の取組において、参考とさせていただきます。
23	23	小型除雪機を市民が地域別にどの程度保有しているか実態を把握しない と、小型機除雪機の購入等支援は具体的に進まない。実態把握を令和3年度 をまでには行うような施策が必要。	町内会等団体を対象に、小型除雪機の購入等支援を想定してお り、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
24	23	小型除雪機の支援がありますが、もっと簡素なスコップや手押しスノーダ ンプなどの貸出・購入費支援もあった方が扱いやすいと思います。もし、小 型除雪機の支援を実施されるのであれば、支援先の人の安全を守る支援も必 要であると思います。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます ます。
25	24	雪置場の確保にあたり、費用の一部を小樽市が助成する制度の検討期限が 令和5年度となっている。よって、雪置場の現状について実態を把握するこ とを令和2年度より実施して欲しい。雪置場として現在使用されている敷地 数、面積の把握だけではなく、その許可実態(所有者が認可、黙認、無断使用 など)も把握し、さらに雪置場候補についても調査が必要。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます ます。
26	24	砂まきボランティアの推進については、砂まきの実績数を把握し、指標と して登録すべき。	砂まきボランティアは、善意で行っていただいている作業のた め、協力いただける人数を指標といたします。
27	24	砂まきボランティアの推進について、砂まきは、必要と思った人自身も 各々必要な場所で行うので、ボランティアが少なくともまだ良いと思いま す。 問題は砂回収で、普通誰も行わないので、人知れず砂が溜まってしまっ ている場所が無秩序に多数あるような気がします。それらすべての箇所を探し 出して行う砂回収をあくまで好意で行うボランティアでまかなうのは、無理 があると思います。ボランティアにこだわらず、有給職員の検討や、回収の 必要のない砂の検討も必要ではないかと思えます。	冬期間に滑り止め材としてまいた砂は、ボランティアによる回 収のほか、市の業務委託で路面清掃者や人力作業により回収を 行っておりますが、いただいた御意見については、今後の参考と させていただきます。
28	24	福祉除雪については依頼に対する達成率を把握し、指標として登録すべき。 高齢者が増えていく社会環境の変化のなか、福祉除雪を受けることができ る条件の緩和、ボランティアの有償化による確保などの検討が必要なはず。 これについても今後検討するとして記載すべき	指標の設定については、取組を進める中で判断したいと考えて おりますので、いただいた御意見については、今後の参考とさせ ていただきます。 取組⑧福祉除雪等の推進「(i)福祉除雪サービス事業の充実 とPR活動」の本文に、「また、有償ボランティアなどの新たな 仕組みづくりについての検討を行います。」を追記いたします。
29	25	冬のルールとお願いの指標に生活道路の除雪を、市民が協働により適切に 行うことを指標として登録して欲しい。(関連21頁)	「市民が協働により適切に行うこと」について、数値としての 指標化は難しいものと考えております。
30	25	冬のルールとお願いにある宅地内の雪出し禁止について、誰であれ、生活 空間が雪で塞がれば、多少なりとも生活に支障が発生しますし、住宅の構 造によっては生死につながる可能性があります。それ故、禁止しても出す人 は出すと思われま。それよりも、出して良い代わりに、一定のルールを設 けるみたいなのが現実的で、受け入れられ易いと私は思います。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます ます。

No.	ページ等	意見の概要	市の考え方等
31	26	取組⑪は町内会を前提とした施策となっている。地域の実情は町内単位で統一されているわけではなく、かなり小さな地区(生活道路100メートル、世帯数20程度)レベルで最適解を目指すべきと考える。この前提では市内に5000以上の地区が存在することになり、人手での管理は不可能。ICT活用前提で施策を全面的に見直すべき。	地域により実情は様々であることを認識しております。ICTの活用も視野に、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
32	27	方向性5に対応した取組番号が⑫になっているが⑬の間違いである。 方向性6に対応した取組番号が⑭になっているが⑮の間違いである。	御指摘のとおり、記載の誤りですので、番号表示を修正いたします。
33	28	方向性6に対応した取組番号が⑬⑭となっているが⑭⑮の間違いである。 (参考)に示される表において右詰めに揃えるべきである。	御指摘のとおり、記載の誤りですので、番号表示を修正するとともに、「(参考)の表」を右詰めといたします。
34	29	雪押場の確保施策として、雪置場と同様小樽市が助成することも検討すべきではないのか。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
35	30	雪を活用する工夫の記述がありましたが、個人的にこれは最も興味深い内容であると思いました。同時に、本当にできるのかと半信半疑に思いました。できれば、具体的な事例の1つか2つを本文中に上げていただければと思います。	本文の記載を、「全国的な雪の活用事例として、施設内に集積した雪などからの融雪水(冷水)を施設内に循環させて冷房することや、雪で冷えた空気(冷風)を倉庫内に循環させて農作物を低温貯蔵することなどがあります。」に修正いたします。